③　トップランナー方式

地方交付税の財源保障機能の適切な発揮を前提としつつ、地方が工夫可能な歳出については、クラウド化の推進や民間委託の推進等の業務改革を行い、その進捗に合わせて、業務改革を実施している地方自治体の経費水準を、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組（トップランナー方式）が進められている。

トップランナー方式の検討対象である23業務は、定型的業務、庶務業務、公の施設の管理等、幅広く地方自治体に業務改革が要請され、取組状況が把握できるもの[19]のうち、単位費用[20]に計上されている全ての業務である。

トップランナー方式の導入に当たっては、まずは、地方自治体において業務改革の取組が進むことが必要である。その上で、地方自治体の取組状況等を踏まえ、標準的な行政経費の財源を保障するという、地方交付税法の趣旨に沿って対応することが求められる。

また、トップランナー方式の対象となっている業務の基準財政需要額に占める割合が僅かであるとの議論があるが[21]、基準財政需要額は、合理的かつ妥当な水準における標準的な経費を基準にする等の地方交付税法の規定を踏まえてトップランナー方式になじまないと考えられる経費（教育、警察や社会保障など法令等で国が基準を定めている経費、産業振興・地域振興等の経費、公債費等）が多くを占めている。このため、基準財政需要額に占める割合に着目することは合理性を欠いており、適切ではない。

今後、国は、23業務のうち引き続き導入を検討することとしている窓口業務について、業務改革の進捗状況や地方自治体の意見等を踏まえて検討するとともに、既に導入済みの業務について、「見える化」など地方自治体が自主的に業務改革に取り組む環境整備に注力し、丁寧にフォローアップを行っていくことが重要である。

また、業務改革の推進に当たっては、あくまで業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに十分留意が必要である。

トップランナー方式による歳出効率化の成果については、地域が直面する諸課題に対応するための経費に振り向けることなどにより、その全てを地方自治体に還元することが重要である。

業務改革の努力をして行政コストを下げれば、その分地方財源が減少するということになれば、むしろ業務改革へのインセンティブが阻害されることとなることは、当審議会が繰り返し指摘してきたとおりである。

⑸　地方法人課税の偏在是正

地方創生を推進するとともに、地方自治体が安定的に行政サービスを提供していくためには、地方税の充実確保と併せ、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。

来年10月に予定されている消費税率10％への引上げ（地方消費税については1.7％から2.2％への引上げ）と、それと併せた法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化等の地方法人課税の偏在是正措置は、望ましい地方税体系の実現に向けた重要な改革と評価すべきものである。

一方、近年の地方税収を巡る状況を見ると、経済再生への取組により、地方税収が全体として増加する中で、地方交付税の交付団体では赤字地方債である臨時財政対策債の残高が累増するなど厳しい財政状況が続いている一方で、不交付団体では財源超過額が増加し、地域間の財政力格差が再び拡大する傾向にある。

こうしたことから、地方税源の偏在是正に関しては、平成30年度与党税制改正大綱において、近年の地方税収の増加とそれに伴う地域間の財政力格差の再拡大を踏まえ、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について（中略）検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。」とされている。

地域間の財政力格差が拡大している状況を踏まえ、都市も地方も支え合い、共に持続可能な形で発展をしていくため、地方税源の偏在是正に向け、既に講じられている地方法人課税の偏在是正措置に加え、新たに抜本的な取組が必要である。

消費税率10％段階においては、地方法人特別税・譲与税が廃止され、法人事業税に復元されること等も踏まえつつ、偏在度が大きい地方法人課税における偏在是正の新たな方策について、平成31年度税制改正に向けて検討することが必要である。

２．地方財政の健全化に資する取組等

⑴　地方自治体の業務改革

既に述べたとおり、少子化による人口減少や急速な高齢化という未曾有の危機に直面する中で、住民に身近な行政サービスを提供する地方自治体の役割は一層重要なものとなる。このため、地方自治体には、住民サービスの持続可能性をいかに確保するかという観点から、短期的な視点にとどまらない行政体制の構築が求められる。住民組織など地域を支える様々な団体との連携や、行政の簡素化・効率化を目的としたＩＣＴの利活用や自治体クラウド、民間委託、ＰＰＰ／ＰＦＩ等の積極的な業務改革[22]の推進を行い、今後とも、地域の課題を克服し、地域や住民が必要とする行政サービスを、質を高めつつ、効率的・効果的に提供していくための体制を確保することが不可欠である。

このため、国においては、業務改革の取組状況の「見える化」及び比較可能な形での公表を行いつつ、地方自治体が業務改革を推進するに当たっての課題や対応策についても把握に努めることが重要である。

地方自治体においては、ＢＰＲ[23]による業務改革を進め、業務のアウトソーシングを検討するにとどまらず、マイナンバーシステムやＩＣＴ、ＡＩ等を最大限活用することにより、業務の省力化を図るとともに、職員が真に対応すべき業務に注力できる環境を整え、住民サービスの向上に取り組む必要がある。

また、現在、様々な行政サービスについて、地域を支える個人や団体との協働が進むとともに、企業やＮＰＯ等の連携により地域課題を解決し、住民満足度の向上を図る取組が行われている。更に、地方自治体が広域連携や事務の共同処理を行い、一体として行政サービスを提供することにより、圏域として人口流出を食い止める等の施策も広がっており、今後とも、こうした連携・協働が積極的に展開されることが期待される。

⑵　財政マネジメントの強化

地方財政の透明性、予見可能性を高め、財政のマネジメントを強化することは、地方財政の健全化につながる。地域において真に必要な行政サービスの効率的・効果的な提供手法を住民が選択できるよう、国が環境を整備しつつ、各地方自治体が、中長期な視点に立って、歳出の効率化等に取り組んでいくことが求められる。

①　地方財政の「見える化」

地方自治体が住民や議会等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や地方自治体のガバナンスの向上を図る観点から、決算情報等の「見える化」を図る必要がある。

地方自治体においては、財政状況資料集の活用等により、財政状況等の公表を進めているが、引き続き、地方公会計の整備に伴い把握した財務書類等のデータも活用しながら、住民等への情報開示を進める必要がある。また、国においても、地方自治体の理解を得ながら、引き続き決算情報等の「見える化」を進めることが重要である。